

○米子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成17年4月15日・規則第158号)

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年米子市条例第207号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、米子市議会政務活動費（以下「政務活動費」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の支出額)

第2条 条例別表に定める経費に充てるために支出する金額は、その実費によるものとする。

第3条 前条の経費に係る活動のために旅行を必要とする場合にあっては、旅費として、当該旅行（以下「政務活動旅行」という。）について最も経済的かつ効率的な実際の経路及び方法による実費に相当する額を支出することができる。

2 政務活動旅行のために自動車を使用した場合において、その使用に係る実費を算出することが困難なときは、当該実費を算出することが困難な部分について、車賃として、その行程1キロメートルにつき16円を支出することができる。

3 政務活動旅行において宿泊を要する場合において、当該宿泊に要する実費が、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）別表第1の議会の議員の項宿泊料の欄に規定する額（以下この項において「旅費条例に定める額」という。）を超えるときは、当該宿泊について支出することができる額は、旅費条例に定める額とする。

4 政務活動旅行が、その目的地が県外であり、かつ、行程が100キロメートル以上であるときは、日当として、1日につき1,500円を支出することができる。

(交付申請書等の様式)

第4条 条例第12条第1項の申請書の様式は、会派にあっては別記様式第1号に、議員にあっては別記様式第2号に定めるとおりとする。

2 条例第13条第2項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、米子市議会政務活動費交付決定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

3 条例第14条（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の請求書の様式は、別記様式第4号に定めるとおりとする。

4 条例第15条第1項及び第2項の変更申請書の様式は、別記様式第5号に定めるとおりとする。

5 条例第16条第1項及び第4項から第6項まで並びに第20条第1項に規定する報告書の様式は、別記様式第6号に定めるとおりとする。

(米子市補助金等交付規則の適用)

第5条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付については、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）の定めるところによるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月26日規則第37号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は米子市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年米子市条例第38号）第1条の規定の施行の日（平成25年3月1日）から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第2条の規定による改正後の米子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則別記様式第1号から別記様式第8号までに規定する書類は、平成25年度以降の年度分の米子市議会政務活動費の交付に関する手続において用いるものとし、平成24年度以前の年度分の米子市議会政務調査費の交付に関する手続においては、なお従前の例による。

附 則（平成26年5月29日規則第21号）

この規則は、米子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成26年米子市条例第13号）の施行の日（平成26年7月1日）から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

米子市長 様

会派名

申請者

代表者名

印

米子市議会政務活動費交付申請書

米子市議会政務活動費の交付を受けたいので、米子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年米子市条例第207号）第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 交付申請額 円
(円× 人分)
- 3 会派に関する事項
 - (1) 結成年月日 年 月 日
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 経理責任者の氏名
 - (4) その他の所属議員の氏名
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 議員名 ⑩

米子市議会政務活動費交付申請書

米子市議会政務活動費の交付を受けたいので、米子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年米子市条例第207号）第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

(会派の場合)

会派名

代表者名

(議員の場合)

議員名

米子市長

印

米子市議会政務活動費(変更)交付決定通知書

年 月 日付で(変更)申請のあった米子市議会政務活動費については、次のとおり(変更して)交付することに決定したので、米子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年米子市条例第207号)第13条第2項(第15条第3項において準用する同条例第13条第2項)の規定により通知します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 (変更後の)政務活動費の額 円
- 3 (変更後の)交付の方法

交付する月	交付する額
年 月	円
年 月	円

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

米子市長 様

(会派の場合)

会派名

代表者名

印

申請者

(議員の場合)

議員名

印

米子市議会政務活動費変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった米子市議会
政務活動費の交付について、次のとおり変更があったので、米子市議会政務活動費の
交付に関する条例（平成17年米子市条例第207号）第15条第1項 の規定によ
り、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更のあった年月日
- 5 添付書類

様式第6号 (第4条関係)

年 月 日

米子市議会議長 様
(米子市長)

(会派の場合)

会派名

代表者名

㊟

報告者

(議員の場合)

議員名

㊟

米子市議会政務活動費収支報告書

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定の通知のあった米子市議会政務活動費に係る収入及び支出について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第15項(米子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年米子市条例第207号)第16条第4項(第16条第5項・第16条第6項・第20条第1項))の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 (変更)交付決定額 円
- 2 精算額 円
- 3 既受領額及び受領日
第1回概算払(年 月 日受領) 円
第 回概算払(年 月 日受領) 円
- 4 事業の実施期間
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書